

平成 27 年度 第 2 回中部森林管理局保護林管理委員会議事概要

開催日時 及び場所	平成27年12月10日（木） 13:30～ 15:30 中部森林管理局 大会議室
出席委員	岩月 保樹 （岐阜県林政部森林整備課 課長） 植木 達人 （信州大学農学部 教授） 委員長 生方 正俊 （森林総合研究所林木育種センター遺伝資源部 部長） 奥 敬一 （富山大学芸術文化学部 准教授） 小宮山 義光 （日本野鳥の会長野支部 幹事） 西條 好迪 （自然学総合研究所 所長） 竹中 千里 （名古屋大学大学院生命農学研究科 教授） 由井 正隆 （長野県木材協同組合連合会 理事） <p style="text-align: right;">委員8名中8名出席 五十音順</p>
議 題	(1) 保護林の再編に当たっての考え方について(案) (2) 木曽生物群集保護林の設定について(案) (3) 木曽生物群集保護林に係る保護林復元部会の設置について(案) (4) その他
概 要	<p>○ 議題（1）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護林の再編に当たっての考え方について、これからの作業の進め方についての基本的な考え方を整理。再編作業の進め方、方法について（案）をもとに議論し了承された。 <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地理等保護林として指定されている区域は広大であり、その中には森林生態系保護地域や生物群集保護林、あるいは希少個体群保護林にしたいような区域もある。当該保護林をそれぞれに小分けして設定するのか。あるいは全体を見て3区分のどれが多くを要素を占めているかで判断するのか。どのように考えたら良いのか局としての考え方を示してもらいたい。 ・特定地理等保護林を新しい保護林に移行させるのか、廃止するのか、判断基準がわからない。 ・保護林全体の配置、自然公園、鳥獣保護区、登山道、エコパークといった重複する情報について、総合的な情報を判断しないといけない。多様な情報について収集し、署をまたぐ資料についても提供されたい。場合によっては現地を見ることも必要。 ・保護対象樹種の消失等で保護林の廃止を検討する場合、近隣に同樹種の林分がある場合は、代わりに指定するなどの柔軟な対応を検討されたい。 ・保護林の廃止、再編に当たっては、地方自治体へ意向確認を行うのか。また、郷土の森も協定相手方へ意向確認するのか。 ・国立公園法、自然環境保全法等様々な法規定があるので、環境省との調整や情報交換を行われたい。また、保護林とユネスコエコパークとの関係は何か。 ・森林計画と保護林の関係は何か。 ・保護林と重複しているレクリエーションの森の取り扱いをどのようにするのか。重複を認める基準はあるのか。 ・野生鳥獣に関する各種文献資料とは何か。 ・2年間という保護林再編の検討期間は短い。慎重に検討しなければならない箇所も出てくるのが予想されるので、柔軟な対応を望む。 <p>○ 議題（2）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曽生物群集保護林の設定について、木曽地域の保護林設定検討部会の検討報告を行い、保護林名を「木曽生物群集保護林」とすることと、管理方針書（案）について、了承された。委員会からの局長への答申書面については、委員長一任となった。 <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分収林の皆伐後の具体的な「復元」の取り扱いはどのような方法を考えているのか。 ・助六風景林を今後廃止して、保護林に編入する考えだが、廃止理由を丁寧に説明できるようにするとよい。 ・今後の検証作業に当たり、木曽地域だからできた部分と一般的な考え方（基本的な考え

方)の整理により、ガイドラインとすることで後の作業がしやすくなる。

○ 議題(3)について

・木曽生物群集保護林では、今後「復元」を行ってゆくことから、保護林復元部会の設置について(案)、部会の運営について(案)の審議を行い了承された。

【主な意見等】

・部会の運営について、実質的には植生管理専門委員会から、木曽悠久の森管理委員会へ報告をして了承を得たものが、木曽生物群集保護林復元部会の意見として、保護林管理委員会へ報告となることでよいか。